

私たち自民党川口市議団は川口市立中学校の歴史と公民の教科書採択にあたり、平成 18 年の教育基本法改正を受けてつくられた「新・学習指導要領」に基づき、今年新しい中学校の教科書が選定される年です。教科書選定は、国の検定制度に合格したものの中から、公立学校では県・市町村の教育委員会が、国立・私立学校では校長が採択する仕組みになっています。本年 3 月に検定合格となった複数の教科書の中から、市・郡単位で定められた採択地区毎に選定作業が進められています。

進め方は、一般向けの教科書展示会や、学校長・教員による教科書選定委員会の調査研究を経て、地区毎の教育委員会が開かれ、8 月 31 日の採択期限までに新教科書が決まります。

過去の採択状況を調査いたしますと、埼玉県内の現行歴史教科書は 100%東京書籍、公民教科書も川口市が教育出版で、その他は全て東京書籍が採択されています。

採択は各自治体の首長が任命する教育委員ですが、実際の選定作業は、現場教員が中心の下部機関（各教科の教員による専門委員会、校長などによる教科書選定委員会）が行い、2・3 種の推薦教科書を教育委員会に報告し、その報告も踏まえ採択することが慣例のようです。

川口市では 8 月 4 日に教育委員会が開催されます。5 人の教育委員には、自らの判断で教科書選定に当たってほしいと思います。（採択事態は外部からの圧力を考慮し、自らの見解で決められるよう秘密会で行われます）

今回は新学習指導要領のもとでの初めての教科書採択であり、改正教育基本法にかなった教科書が採択されることが極めて重要と考えます。

そこで、私たちは検定が通った教科書を購入し研究することは勿論ですが、教育委員会と教科書採択のシステムや採択に向けた取り組みなど研修会を実施しました。

教育の充実のため、子どもたちに教える教育内容が間違った方向を向いては意味がありません。子どもたちに示す教科書の選定は、極めて重要な教育の根幹事項となりうることから、教育長・教育委員会委員長を始めとする各委員に以下の内容で要望書を提出いたしました。

平成 23 年 7 月 14 日

川口市教育長 神山則幸 様

自由民主党 川口市議会議員団  
団長 立石泰広

**教育基本法・学習指導要領の目標を達成する為、最も適した教科書の採択を求める要望書**

平成 18 年の教育基本法改正では、新たに「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する」ことが教育の目標の一つとして示された。また、これを受けて改正された学校教育法では、義務教育の目標の一つとして、「我が国と郷土の現状と歴史について、正しく理解に導く」ことが規定され、これらの教育法規改正に基づき行われた学習指導要領の改訂に従い、教科書会社は教科書の編さんを行った。

本年 3 月には、中学校教科書における検定結果が文部科学省より発表され、これを受けてこの夏、各自治体において使用する教科書の採択が行われる。川口市においても、採択に向けて教育委員会で目下準備が進められているところであると承知している。

文部科学省の教科用図書検定調査審議会は、教育委員会が装丁や見栄えではなく、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ適正に行い、各採択権者の権限と責任のもと、地域実情に最も適した教科書を採択していくこと、及び、教育基本法の改正内容や学習指導要領の改訂を十分理解し、適切な教科書採択を行うこと、を答申において求めている。

我々は、この審議会答申を踏まえ、市教育委員会においては、公正かつ適切な教科書採択が行われるよう、以下の点について強く求めるものである。

記

- 1、各教科書が、教育基本法、学校教育法や学習指導要領に照らして教育の目標を達成し得るものとなっているのか否かの評価や、各々の教科書の特徴、個性、表記に関する比較検討を行うなど、慎重な採択審議に努めること。
- 2、教科書選定委員会及び、現場教員が中心の下部機関（教科書専門委員など）が絞り込んだ教科書をそのまま承認する形で採択するのではなく、法律上の採択権者である市の教育委員会委員が、自らの責任と判断で採択すること。
- 3、採択にあたっては、教育長や教育委員会委員に対する第三者の不当な介入や不正行為を排し、法に則った公正・公平な環境を確保すること。